安全運転管理者による フルコールチェックが義務化



道路交通法施行規則の一部改正による安全運転管理者の業務追加について

運転手のアルコール確認と確認内容の記録の保存

令和4年4月1日施行

★運転前後の運転者に対し、アルコールの有無を目視等で確認

「運転前後」とは、一連の業務前後で、運転を含む業務の開始 前や出勤時、業務の終了後や退勤時に行います。

★アルコール有無の確認内容を記録し、1年間記録を保存

記録内容 ①確認者名 ②運転者 ③自動車登録番号又は識別できる記号、番号等 ④確認の日時 ⑤確認の方法 (対面でない場合は具体的方法等) ⑥酒気帯びの有無 ⑦指示事項 ⑧その他必要な事項



アルコール検知器の使用等

令和5年12月1日施行

★アルコール検知器を用いて酒気帯びの有無の確認を行うこと

アルコール検知器については、呼気中のアルコールを検知し、 その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能 を有する機器であれば足りることとされています。

★アルコール検知器を常時有効に保持すること

正常に作動し、故障がない状態で保持しましょう。 取扱説明書に基づき、適切に使用、管理、保守 するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障 がないものを使用しなければなりません。

